

平成20年度

玉村町経営改革に関する意見書

～ 自律と協働を標榜する玉村町の経営について ～

平成21年 9月

玉村町経営改革町民会議

目 次

1	意見書の提出にあたって	1
2	意見書「自律と協働を標榜する玉村町の経営について」	2
	Ⅰ章 「自律」を支える「協働」の必要性	2
	1. 「自律」の前提としての「協働」	2
	2. 玉村町の財政と「協働」の必要性	3
	3. トップマネジメントとマネジメントサイクルの徹底	3
	4. 「協働」の拠点づくりとネットワーク化の必要性	4
	Ⅱ章 玉村町の「協働」のまちづくりを具体化するために	5
	意見1. 「協働推進センター」の機能の見直しと充実を図る	5
	意見2. 協働推進の拠点として「公民館」を再発見・再評価する	7
	意見3. 協働推進の人材を発掘・育成する仕組みを構築する	8
	意見4. 住民が連携・協働して進める具体的諸事業を創出する	9
	Ⅲ章 まとめ	12
3	玉村町経営改革町民会議 審議経過	13
	(1) 開催日程と審議内容	13
	(2) 検証項目と分野別項目数	13
	(3) 財政効果	14
	(4) ローリング見直し	15
4	玉村町経営改革町民会議 委員名簿	17
5	玉村町経営改革町民会議 設置条例	18

意見書の提出にあたって

玉村町経営改革町民会議は、町民とともに自律した町を経営するという観点から、行政に民間の経営理念、手法等を可能な限り導入し町の行政経営改革を推進するために玉村町経営改革町民会議設置条例に基づき、平成20年11月に町長から第2期目の委員が委嘱されました。

平成20年度においては、玉村町経営改革大綱に基づく実施計画（平成20～22年度）の実施項目61項目のうち特に重要と思われる20項目については重点的にその進捗状況について検証を行いました。

委員からは、自らの経験やそれぞれの立場から幅広く多様な意見が出されるとともに、終始活発な議論が交わされ、ここに平成20年度における実施計画の進捗状況や改革の推進に関する意見を「平成20年度玉村町経営改革に関する意見書」としてまとめました。

今後、町においては、この意見書をもとに、行政経営改革の積極的な推進に取り組み、より一層住民サービス向上に努められることを期待いたします。

平成21年 9月15日

玉村町経営改革町民会議

会長 安 保 博 史

意見書「自律と協働を標榜する玉村町の経営について」

I 章 「自律」を支える「協働」の必要性

1、「自律」の前提としての「協働」

近年、地方分権の時代を迎えるなか、玉村町は、独自の地方自治を推進していくために、「小さくても、安全・元気で、魅力ある町」を目指し、「自律」と「協働」を町政の基本軸とした行政の基本方向を選択しました。

こうした玉村町経営の基本軸を踏まえて、本経営改革町民会議は、平成18年度意見書で、「新しい公共経営による玉村町の経営改革」の表題のもとに、地方分権化する国の施策と地方自治の新しい公共経営の方向性を示し、19年度意見書では、「自律」と「協働」、「協働のまちづくり」を中心にした地方自治のあり方について提言しました。

町民会議では、今回の意見書でも再度、玉村町の行政運営にとって、町長公約の「協働」推進強化がいかに必要か、その認識を一にするとともに、具現化のスピードアップを提言することになりました。

今世紀初頭、地方分権の至上命題のもとに、財政面では自治の広域化という合理化政策が徹底され、財政の構造改革が推進されました。この政策により、広域化指定された事業については、中小自治体は補助交付金が打ち切られ、大型事業の実行面で苦慮することになりました。最近の国の財政を見る限り、この援助、補助を名目とする交付税は、今後一層減少し、町の経営を圧迫することは容易に想像されま

す。

また、わが国は、少子高齢化の加速的進展に伴い、人間関係の希薄化と家族の絆が崩壊する社会状況となり、様々な社会の諸問題が深刻化する中、地域のコミュニティの衰退現象も顕著となってきました。

上述の背景を受けて、自律の町政とはどういうことなのか、地域経営者である町長は住民と町職員とともに、一緒になって考え、行動をおこさなくてはなりません。先の町長選挙の結果が示すように、住民は、「自律」と「協働」の町づくりの路線を選択した町長を信頼し、その具体的施策を次々と進めていくことを期待しています。町長をはじめ、町の三役の方は、強いリーダーシップを発揮し、協働による地域づくり、人づくりの実現を目指して玉村町を牽引していかねばならないのです。

町民の切なる願いは、すべての町民が、地域の中でお互いに協力し、支え合いを通して、玉村町を住んで良かった町に育てていくことです。町民会議は、町長が、

自覚をもって「協働」の具体策を力強く推進されることを願ってやみません。

2、玉村町の財政と「協働」の必要性

町民会議では、年度予算や10年後、15年後、20年後の経営予測・総合計画を注視しつつ、質疑応答・検証確認を重ねてきました。その目的は、町経営の将来までを見据えた上で、「自律」を標榜する玉村町の「協働」の必要性を、経済面の視点からも検証するためであり、また、「協働」を住民に促すためには、子供の代、孫の代まで、共に考える確固たる精神的基盤のあり方を検証するためでもありました。先を見据えた対応と効果的投資を行うためには、長期の計画と将来予測が必要ですが、玉村町の「協働」についても、将来の財政予測に基づいた検討も求められましょう。

現今の中小の地方自治体は、大規模予算を計上することは極めて困難な状況です。特に、玉村町のように、自律した経営を行うには、小さな予算枠の中での〈現状運営〉と〈将来運営〉を効率的に進めていかなければなりません。

地方自治体では、住民ニーズにきめ細かく対応できるメリットがありますが、反面、経営上は大変非効率な面も生まれています。やはり、限られた財源の中、安定した自治体経営を維持していくためには、個人・地域・行政の「自助」「互助」「公助」の役割分担を明確にし、さまざまな分野で住民と「協働」してまちづくりに取り組んでいくことが必要なのです。

「自律」のまちづくりを徹底していくためには、旧態依然とした経営の見直しが当然必要です。将来を見据えて、事業や職務の縮小・廃止を行うことで高効率化を図っていくべきもの、将来に向けて、計画的に投資して行くべきものを明確にすることは当然のことですが、特に将来のための基金や、町全体で構築すべき事業の拡大や開発のための財政面の備えを忘れてはなりません。

その意味で、玉村町の財政は、現在、比較的順調と考えられていますが、平成20年度末で地方債残高180億8千万円（普通会計、下水道会計、水道事業会計の合計）に対し、基金残高が45億6千万円に過ぎない現状と、平成17年をピークに町の人口が減りつつある実態を、町職員は勿論、住民にも周知し、「協働」によって官民が力を合わせて町を支えていく意識喚起とその仕組みづくりが重要となります。

3、トップマネジメントとマネジメントサイクルの徹底

玉村町の「協働」を必要とする各事業を遂行するためには、町長は、玉村町の経営者として、トップマネジメントを司る首長としての信念と執着心を堅持し、わ

が町の限られた資源の中で最も妥当な経営戦略を構築し、効率的な経営技術を提示することが大切です。

玉村町が自律した自治体経営をめざすには、町独自の経営理念に基づく経営システムを創出し、独自の経営を推進し、その経営責任をも明確化することが大前提となります。そのために、経営改革が不可欠なのです。

しかし、各経営改革を検証しても推測できるとおり、コンセプトは理解できても、いざ実行段階となり、具体案策定が迫ると、行政職員は、前例のないことを厭って尻ごみをすることがあります。一方、住民個々人にとっても、その改革に協力しなければ、自らが不便を託つことになると分かっても、その改革事業の利点が見えないことから、傍観的な姿勢をとってしまいがちです。しかし、町長が公約として「自律」を選択し、それを町民が支持した以上、「協働」を基本軸とした諸改革は、当然行うべきこととして、住民も行政も自覚すべき、また啓発すべきであるのに、牛歩の歩みであることは憂慮されます。

この容易ならざる事業を遂行するには、町長を頂点とする副町長・教育長ら最高経営陣のゆるぎなき信念と情熱の継続性が保たれること、改革事業の一つ一つについて、何故どうして必要か、達成した時の効果、結果はこうなるのだという説得力ある計画と、それを実現させる、強固な指揮系統を備えた組織が必要となります。そうして初めて、トップから現場職員までが共通認識を持ち、意思統一をされた計画のもと、住民に自信をもって「協働」の啓発と協力要請ができ、「Plan（計画）→Do（実行）→See（評価）→Plan（計画）…」というマネジメントサイクルが機能し始めるのです。

しかし、玉村町の場合、住民の積極的な関わりを効果的に促す仕組みが未成熟な状態なままで、行政側が一方的に「協働」の「Plan（計画）」を掲げ、一部の担当職員らが、長期的計画も全庁的な協力態勢も期待できない中で孤軍奮闘している現状は残念です。これでは、「See（評価）」のしようがなく、施策実施後の行政評価の結果を次の「Plan（計画）」にフィードバックもできないこととなります。

したがって、町長は、玉村町の経営者として、「協働」を基本軸とした地域経営ビジョンと具体的な長期計画を作成し、その計画に応じてマネジメント・サイクルが機能するよう努めるべきです。

4、「協働」の拠点づくりとネットワーク化の必要性

地域社会の相互扶助の人的基盤であるコミュニティさえも衰退しつつある中、玉村町は、公民館の「学び」「協働」の拠点づくりとネットワークづくりに力を注ぐ

べきです。「協働」による地域づくりは、もはや地縁・血縁によっては維持し得なくなっている地域コミュニティを再構築し、その担い手を育成支援することに大きく寄与することになるのです。

現在、地域の身近な〈学びの場〉であり、〈地域活動の拠点〉でもある公民館が、住民同士を結び合い、住民の〈生きがい〉や〈連帯感〉を育む場でもある点が全国各地で再評価されています。玉村町も、再びこの公民館機能の原点に立ち返り、公民館の諸活動を通じた「新たな公共」の創造を模索すべきではないでしょうか。

公民館の「学び」が「地域づくり」に還元されるために不可欠なのは、地域活動との緊密な連携・協働による「仕組み」の充実です。その仕組みづくりの要となるのが、実現すべき目的・課題に従って、各種団体・グループとの連携を促すコーディネート機能なのです。例えば、平成13年の改正社会教育法以来、家庭教育支援は社会教育行政の最重要課題の一つとなっていますが、隣接地の前橋市の全15館の公民館が、競い合って家庭教育学級を充実させ、地域の子育て支援活動に大きく寄与し得ている点は注目されます。今後は、公民館がほとんど皆無の玉村町においても、学習活動に集った受講生同士が連携し、その知識や技能を地域の諸活動に活用する仕組みを構築するとともに、公民館機能を有する拠点施設を軸に、学校、児童館、自治会、各種協議会、NPO、ボランティアグループ、子育てサポーターなどが連携したネットワークを構築し、子育て支援を通して結びつく人的ネットワークを作ることが望まれます。その地域ネットワークづくりが、結果的には地域コミュニティの再形成にもつながるのです。

上記のことは、環境、教育、福祉、高齢者対策などあらゆる分野においても言えることです。玉村町は、地域課題を媒介として、住民と各種団体やグループを結びつけるコーディネーターとしての役割の重要性に目覚め、その役割を率先して担うことが求められます。

Ⅱ章 玉村町の「協働」のまちづくりを具体化するために

意見 1. 「協働推進センター」の機能の見直しと充実を図る

1—1 課題

玉村町は基本政策として「協働のまちづくり」を提言し、町長の公約として推進してきました。「協働推進センター」は、経営戦略の中でその設置が明記され、「協働」を全町的に推進する中心的な役割を担う組織として設置され、他団体との相談業務、交流、作業の場としても対応できる窓口的機能を発揮してきました。

「協働推進センター」の主管業務は、総務課（政策推進室）が担当し、勤労者センターの一部に置き、21年3月までの約3年間、「協働」のセンターとして機能してきました。

しかし、同年4月より、総務課（政策推進室）は本庁に移動し、勤労者センターの管理を経済産業課に変更されました。総務課が勤労者センターを使用している時は、相談、交流、サロンのような雰囲気をもった、公設民営としての「協働」の意識を向上させるにふさわしい場でしたが、この度の変更によって、万一、そうした協働を啓発・推進する中核的な役割と窓口的な機能が減退することがあっては、経営戦略の方針に反することになり、憂慮されます。

こうした「協働推進センター」の不安定な存在像は、施設と組織は作っても、具体的課題、目標、期限等、組織運営の基本的のものが明確でなく、他の一般業務と平行してセンター業務も行っている面が影響しているように見えます。「協働推進センター」は管理責任者である町長の経営責任を評価する重要な要素です。この度の所管の変更を機に、再度、本センターの役割と機能を見直し、その充実を図る方向性を検討すべきです。

1—2 具体的取組

ア) 当面は協働推進のセンター機能を勤労者センターに置く

「協働推進センター」は、「協働」を主導する総務課が所管し、場所を勤労者センターに戻すとともに、人的配置（センター長）の保障、協働推進センター室の確保、協働推進計画の策定、協働事業に関する情報発信・連絡調整など、本センターのソフト面の充実整備を考えるべきです。

イ) 協働推進センター長を民間からの登用

「協働推進センター」には、民間から登用されたセンター長を置き、協働の推進者として諸施策の企画・開発等に携わり、その具体的実施に専念することが求められます。

ウ) 「協働のまちづくり委員会」の設置

「行政と民間の新たなシステムの構築」の具体的推進を目的とした「協働のまちづくり委員会」を設置し、行政（公民館、社会福祉協議会の代表等）と民間（各団体の代表等）による、協働のまちづくりの啓発と支援態勢の促進が求められます。

エ) 「ボランティア連絡協議会」の設置とコーディネイト機能の発揮

福祉・教育・文化・子育て支援・生涯学習等、各分野のボランティア団体の相互理解と交流を促進して、協働のまちづくりを目指す目的で、「ボランティア連絡協議会」の新たに設置と、本協議会を中心にした、各グループの交流や連絡調整、コ

ーディネイト活動を行い、各団体の豊富な技能・技術・知識を、各地域のボランティアの力を求める人々に還元させるための仕組みを構築することが求められます。

意見 2. 協働推進の拠点として「公民館」を再発見・再評価する

2—1 課題

玉村町が人口約38,000人を擁する町でありながら、公民館が、文化センター内に「複合的公民館」として設置されているのみという現状は、公民館の設置及び運営に関する基準に照らせば、職員数・公民館運営審議会のあり方・運営機能等に関して、多くの課題が残っていると言わざるを得ません。玉村町は、「自律のまちづくり」「協働のまちづくり」を目指す町として、公民館機能の充実が急務となっています。

一般的に、市町村が運営する公民館は、中央公民館と地区公民館の形態の形態に分かれて設置されています。中央公民館は、地域全体を対象にした事業や専門的事业、及び、連絡調整を行っています。地区公民館では、地域に密着した活動を展開しています。互いに役割分担と関連性を持ちながら、館長と職員が配置されて事業推進を行っています。

地域の公民館は類似公民館と呼ばれ、公民館・集会所・研修会場・住民センターと呼ばれています。地域の公民館の管理者は各区長が行い、公民館行事や活動については生涯学習推進員が責任を持って運営しています。

しかし、玉村町は中央と地区公民館という形態を取られておらず、当然、町と地域の公民館との関係は、役割と機能の整合性が整備されていません。正規の公民館には館長と職員が配置されていますが、地域の公民館にはその様な体制を備えていません。

また、「社会教育法」に基づく公民館のあり方としては、地域の実情に応じた住民意思を反映させる方法による「公民館運営審議会」が任意設置となっていますが、玉村町は、現在、「公民館運営審議会」を置いていません。

上掲のことは、再検討すべき課題と考えられます。玉村町の生涯学習に関する基本姿勢については、明確な方針が示されていますが、公民館の役割や機能等が未整備である点については、十分な説明がありません。今後、地域活動の活性化が求められる時代において、町と地域の公民館の機能整備が求められます。

2—2 具体的取組

ア) 「中央公民館」的な役割・機能を充実させる

玉村町の公民館は、現在は「複合的公民館」として運営されています。したがっ

て、文化センターから自立し、「中央公民館」的な役割・機能を持った公民館が新設されることが求められます。

イ) 「公民館運営審議会」の設置

玉村町では、以前は、「公民館運営審議会」が設置されていましたが、現在はなく、文化センター連絡協議会がその機能を補完している状態にあります。しかし、民意を反映した公民館の活用と充実を願うところから、「運営審議会」の早期の再設置を期待します。

ウ) 「協働推進センター」と公民館を繋ぐ「連絡協議会」の設置

行政の縦割り組織の弊害が叫ばれている今日、「協働推進センター」と「公民館」が、意思疎通を図り、連携を強化することで、「地域コミュニティの形成」と「協働のまちづくり」が促進されます。そのためには、センターと公民館が協力して「連絡協議会」の立上げが求められます。「連絡協議会」が設置されることで、行政や他団体を結ぶ大きなネットワーク機能が充実することになり、「協働」が一層進むこととなります。

意見3. 「協働」を支える「地域内分権」の基盤整備を図る

3—1 課題

急激な社会情勢の変化のもと、住民ニーズの多様化・高度化が進むことが予想され、新たな地方のあり方が問われています。地域の実情や住民ニーズを的確に反映させるために、地方自治の本旨である「自己決定・自己責任」による自治能力の向上を図ることが緊急の課題として求められるのです。

したがって、これからのまちづくりには、住民と行政などのあらゆる主体が、共に対等な主体として考え、共に課題を担う協働型への転換が必要です。そのためには、自主的で効率的な行政システムづくりや、住民自治の確立を前提に、地域の課題は地域の住民自らが主体的に取り組み、その責任において地域づくりを行う「地域内分権」の推進が急務となっているのです。

この「地域内分権」を進める上では、NPOやボランティア団体、コミュニティなどの連携体制の整備などによる受け皿づくりや、「地域内分権」を支える人的資源の発掘と育成が必須の前提となるのですが、そのいずれもが玉村町においては未整備である点は憂慮されます。

玉村町の「協働」が成功を収めるためには、住民が、地区・集落・コミュニティなどの小さな地域ごとに、その課題解決のために主体的に工夫し、自ら実践に移せる「権限」を保障する「地域内分権」が望まれます。玉村町が、「自律」を掲げな

がらも、現在の行政に欠けているのは、この住民による「地域内分権」を支援する視点なのであり、そのために種々の「権限」をどのように、どこまで移譲すればよいかというノウハウなのです。

3—2 具体的取組

ア) 「協働」を担う人的資源を育成する啓発講座の実施

「協働」の諸活動につながる「参加」・「学び」・「連帯」等を支援する学習活動や啓発講座を、役場や勤労センターなどで実施し、地域の人との交流や仲間づくりを通して、地域と関わる意欲や、地域社会に貢献する自覚を醸成する契機を数多く用意することが求められます。

イ) 団塊シニアを人的資源として育成する居場所づくり

「協働」の人的資源として期待される団塊シニアが互いに交流したり、高齢期の生活のコツや地域人としての楽しみなどについて談論・相談・学習できる居場所や組織などを、官民間わず充実整備させたりすることが求められます。

ウ) 「地域内分権」に関する研究活動の充実

「地域内分権」の実現のためには、種々の「権限」をどのように、どこまで移譲すればよいかというノウハウの研究活動が求められます。「地域内分権」の先進地視察、権限の移譲のあり方などを研究する庁内プロジェクトを発足させることが必要です。

エ) 住民との情報の共有化を図る

住民と行政が相互理解し、信頼関係をもって協働を進めていくためには、行政が持っている情報やノウハウ等を積極的に開示し、住民との共有化を図ることが求められます。

意見 4. 住民が連携・協働して進める具体的諸事業を創出する

4—1 課題

NPO法（平成10年）の施行から今年で11年、地域の諸課題解決や地域活性化のためにNPOと行政が連携した協働事業の取組が全国各地で見られるようになりました。一方、小泉改革に代表されるNPM改革が導入してきた市場開放と別に、地域社会の生活に直接関わる分野（福祉・環境・子育て等）の行政事務や公営企業の社会化、受付・書類実務などの外部委託などが進み、行政の周辺事務の外部化・社会的事業化が各地で展開されています。

このように、過去10年間の自治体経営改革の主流はNPMであり、現在でも行政事務の〈民間〉〈民業〉移転に力点を置いた改革が進められているのですが、近

年は、「小さな政府＋〈民間〉によるサービス」というNPMの典型的組合せモデルではなく、「小さな政府＋〈地域社会〉による豊かなサービス」にシフトする傾向が各地に散見されることは注目されます。

例えば、神奈川県の協働事業負担金制度や県提案型協働事業、大和市の協働事業提案制度等の成功事例が象徴するように、行政事務や公的事業等を〈地域社会〉に移転し、行政と地域社会が協働して取り組むことによって相乗効果を生み、地域経済循環にも寄与する取組が、経営改革の最前線では行われるようになっているのです。一方、玉村町の場合は、NPM改革は緒に就いたばかりであり、行政と地域社会が協働して取り組む事業によって、相乗効果や地域経済循環を生む試みは見出せません。しかし、「ロンちゃんペーパー」や「たまむら歌留多」等、玉村町商工会青年部がセンター機能を果たしつつ、種々の分野の人々とのコラボレーションを進め、地域経済循環をも生み出した事業例は、本町の協働事業の豊かな可能性を示す模範として、そのノウハウを学ぶべきです。

玉村町の新時代の経営改革は、住民が連携・協働して進める諸事業を創出し、具体的に実践する営みを通して成熟していくはずです。「できるはずがない」と諦める前に、町長以下、全庁で知恵を絞ってはいかがでしょうか。

町民会議としては、以下のように地域に相乗効果と経済循環を生み出す協働事業の具体像に関する青写真を示しました。玉村町の協働事業創出の発想源となりましたら、幸いです。

ア) 「協働推進センター」を協働事業の中心的ポジションに置く

「協働推進センター」は、協働事業の開発・普及・登録・活動・継続・強化の6点においてもセンター機能を発揮することが求められます。

- ①開発（発起発足）→先進事例研究、情報の発信・紹介
- ②普及（広告勧誘）→広報・啓発活動、共感者募集
- ③登録（人材管理）→人的資源の登録、データ管理
- ④活動（活動ケア）→育成指導、関係各団体との交流会開催
- ⑤継続（保持永続）→評価、成果発表、情報交換、対策の報告
- ⑥強化（組織力強化）→キャパシテイビルディング

イ) 協働事業のゴールイメージに応じた組織化

協働事業の組織的推進には、大きく分けて（図解参照）

①「複合型事業」

行政と民間（複数の業種、業界）と住民有志が一丸となって取り組む、政策コオペレーション型協働事業。

②「単純型事業」

地域課題克服を目的に組織化された住民と行政が協力しあって取り組む、住民ベンチャー型協働事業。

③「単独個人型事業」

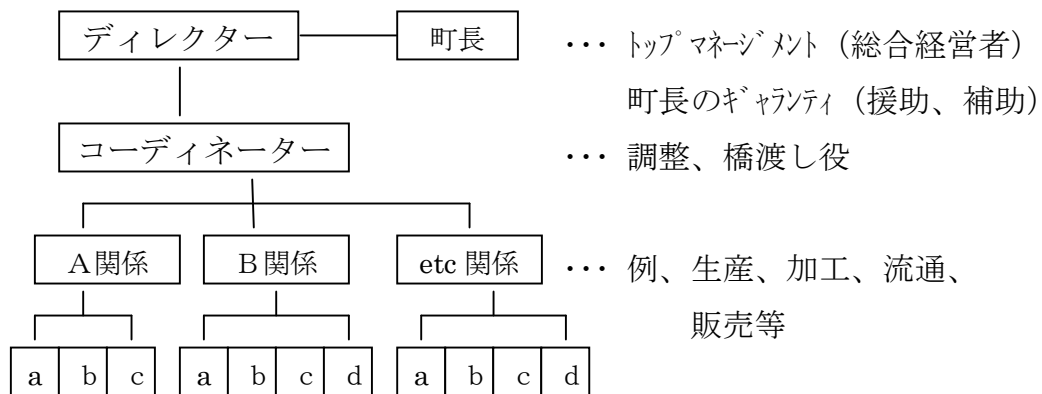
個人または有志が自発的に発足させ継続して行うボランティア的事業。など、三つのゴールイメージに応じたプロジェクトチームが必要です。

ウ) 役所組織の分権化と一定の裁量的判断の許容

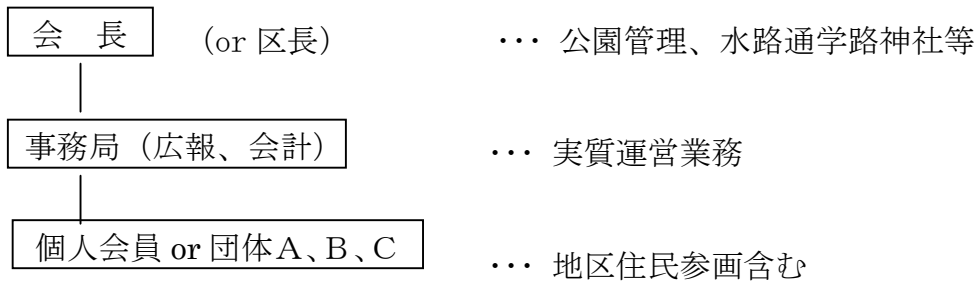
住民・民間と行政が協働して事業に取り組むのは、簡単なことではありません。事業展開に当たる「協働推進センター長」や担当職員らが、対等な立場にある住民や民間と相談・協議する上で、一定の裁量的判断ができなければ、〈協働〉は一步も進みません。特に、政策コオペレーションタイプの複合型協働事業を進めようとする場合は、役所組織の思い切った分権化が求められます。

[付表] 三つの協働事業のあり方

①複合型事業（食の駅、物産館、資源ゴミエコ事業、循環型エコ事業、etc）



②単純型事業（委託、補助事業含む）



③単独個人型事業（単独ボランティア）

Ⅲ章 まとめ

「住民参画、協働の町づくり」は、町長の公約であり、「玉村町経営改革大綱」の柱の一つです。大綱は、「協働」を、経営改革の手法、手段の中核をなすものとして掲げ、その上で、民間企業の発想や経営手法を行政に取り入れる必要性を強調するとともに、「協働」の取り組みとして、「行政と民間の新たなシステムの構築」を行い、公共の仕事を町民、町内の事業者が共に担い、「補完性の原理」に基づいて、「自助」「互助」「公助」の役割分担を明確にすることの重要性を説いています。行政が、「大綱」として掲げた以上、実行することが前提となりますが、いまだに実行の歩みが遅々として進まないことは、町長の公約とも齟齬をきたすことになり、残念です。

今回の意見書では、上記のことに鑑み、町長の提唱する「自律」のまちづくりの根幹をなす「協働」のあり方に絞り込み、「協働」の必要性、「協働」を具体化するための諸対策などについて各委員の意見を纏めてみました。

例えば、協働推進センターは公民館との意思疎通を図り、相互の役割と機能を補完し連携を強めることによって、地域コミュニティの再構築を促進することができます。また、両者が関連性を持って行なう事業を通して、地域の人材の発掘と活用・団塊シニアの社会参加・子育て支援・高齢者の支援・防犯体制の強化・公民館の活性化などが大きく進展するはずです。一方、「協働」の取組の最前線である「地域内分権」の場に、種々の権限を与えることの重要性についても触れるとともに、種々の「協働」を通した諸事業によって、玉村町の農業従事者・商工業従事者・企業・一般住民が各々の役割を果たし合うことで結びつき、農業や商工業の活性化にも寄与していく可能性についても指摘しました。

町長が、玉村町の行政依存意識の強い住民との間の摩擦や反感を厭うあまり、「自律」路線の根幹である「協働」の実行を躊躇してはなりません。現実を糊塗して、「協働」をおざなりにしてはなりません。町長は、「自律」を真に実現するために、「協働」を通したまちづくり活動を力強く導く重要性を再度認識していただきたいと思います。

玉村町経営改革町民会議 審議経過

(1) 開催日程と審議内容

	開催日程	審議内容等
第1回	平成20年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・玉村町経営改革大綱および実施計画について ・実施計画の進捗状況および取組内容について ・実施計画の進捗状況検証等進め方について
第2回	平成21年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の検証について（8項目） ・実施計画のローリング見直しに係る意見について
第3回	平成21年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の検証について（7項目） ・実施計画（H21～23）案について
第4回	平成21年5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の検証について（5項目）

(2) 検証項目と分野別項目数

【平成20年度検証項目】

○ 第2回町民会議

（安全・健康・子育て等－8項目）

検証項目	担当
11 窓口サービスの向上	総務課
12 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	総務課
13 電子申告システムの導入	税務課
14 健康づくりのためのネットワークおよび推進体制の構築 ★H17	健康福祉課
15 町民1人1スポーツの推進	健康福祉課
16 安全・安心まちづくりの推進	生活環境安全課
17 地域の人的資源のネットワークづくり ★H17	子ども育成課
18 ファミリーサポートセンター事業の導入 ★H17	子ども育成課

○ 第3回町民会議

（協働等－7項目）

検証項目	担当
4 広域幹線道路将来道路予定地利活用構想の策定	都市建設課
5 啓発事業の実施と相互扶助のシステムづくり ★H17 ★H19	総務課
6 「まちづくり活動支援補助金」の創設 ★H17	総務課
7 各種団体の自立支援の強化	総務課

8 協働による公園等の管理	都市建設課
9 「玉村町協働推進センター」の設置 ★H17	総務課
10 官学の協力体制の推進（県立女子大学等）	学校教育課

○ 第4回町民会議

（地域経済活性化等－5項目）

検 証 項 目	担 当
39 企業誘致の積極的な推進 ★H17	都市建設課
40 起業・創業と経営の支援 ★H17	経済産業課
42 「玉村町地産地消推進協議会」の設置 ★H17	経済産業課
43 生産者と消費者の交流事業を通じた農業振興、農村活性化 ★H17	経済産業課
44 地元農産物の加工所の建設 ★H17	経済産業課

（★H17：玉村町経営改革町民委員会の提言項目、★H19：玉村町経営改革町会議の提言項目）

【分野別項目数】

区 分		項目数	うち検証項目
経営方針	経営戦略		
町民参画・協働の推進と町民満足度を向上させる行政経営	公・民のパートナーシップの確立	10	7
	町民満足度を向上させる環境づくり	8	8
職員・組織が主体的かつ連携して変革し続ける行政経営	まちづくりを担う人づくり	4	0
	行政システムの改革	2	0
新しい時代にふさわしい効率的で小さな役場づくりをめざす行政経営	財政構造の改革	27	5
	サービスの改革	10	0
計		61	20

(3) 財政効果

（単位：千円）

年 度	効果額	うち人件費
平成17年度	2,440	2,412
平成18年度	54,755	33,468

平成19年度	91,435	71,165
平成20年度	128,653	49,865
計	277,283	156,910

内 訳

(単位：千円)

No	実施項目	17年度 効果額	18年度 効果額	19年度 効果額	20年度 効果額
1	◎ 収入役を廃止する条例の制定（自治法168②）		11,453	11,453	11,453
2	受益者負担金の見直し			1,042	1,145
3	広告料の研究		150		247
4	超過課税の実施				22,485
5	◎ 高齢層職員昇給抑制（55歳以上）		904	2,051	3,244
6	◎ 昇給運用の是正（退職時特別昇給の廃止）		2,813	2,813	2,250
7	◎ 諸手当の総点検の実施	1,266	2,532	2,532	2,532
8	◎ 報酬の年額から日額への見直し	1,146	1,146	1,146	1,146
9	福利厚生事業の公費負担の見直し		1,178	1,178	1,178
10	高金利銀行等引受資金繰上償還・低利借換	28	135	135	17,022
11	補助金の見直し		4,446	-796	18,000
12	クリーンセンター管理事務の委託			1,565	1,565
13	指定管理者制度の導入推進（東部スポーツ広場公園）		1,198	1,198	1,198
14	指定管理者制度の導入推進（海洋センター）		14,180	14,180	14,180
15	指定管理者制度の導入推進（北部公園）			1,768	1,768
16	◎ 定員管理適正化計画に沿った定員管理（削減）実施		14,620 (29,240)	51,170 (73,100)	29,240 (80,410)

※ ◎印は、人件費です。

※ No16 の上段は、アウトソーシングによる削減数を差し引いた効果額とし、（ ）内は実際の削減数に対する効果額としました。

(4) ローリング見直し

町が平成20年度において取り組んだ経営改革実施計画（H20～22）のローリング見直しについては、「住民ニーズを的確に把握し、住民ニーズに沿った計画を策定すること。また、各項目において、具体的な目標値等を設定すること。」を指摘しました。

町はこの意見を踏まえ、実施計画61項目のうち、既に軌道に乗り通常業務で取り組むべきものとして3項目、完了したものとして3項目の合わせて6項目を実施計画から削り、

関連する2項目を1項目に統合しました。これにより、平成21年度から取り組む新たな経営改革実施計画（H21～23）の取組項目は54項目となりました。

ローリング見直し表

区 分	項目数	
	平成 20 年度 実施計画 (H20～22)	平成 21 年度 実施計画 (H21～23)
完了または軌道に乗ったもの	6	—
うち完了したもの	3	—
うち軌道に乗ったもの	3	—
継続するもの	5 5	5 4
うちそのまま継続するもの	5 3	5 3
うち統合して継続するもの	2	1
中止したもの	—	—
新たに取り組むもの	—	—
計	6 1	5 4

玉村町経営改革町民会議 名簿

任期（平成20年11月1日から平成22年10月31日まで）

氏 名	職 業 等	備 考
あ ぼう ひろ し 安 保 博 史	県立女子大学 教授	会 長
う え の せつ こ 上 野 節 子	女性	
お お く ぼ よ し た か 大 久 保 孝 高	ボランティア活動者	
く ろ さ き り ょ う い ち 黒 崎 亮 一	商工業	
こ い け や す お 小 池 康 雄	ボランティア活動者	
つ き だ ゆ き ひ と 月 田 幸 人	行政経験者	
な か ざ わ つ ね よ し 中 沢 經 吉	区長経験者	副会長
な が つ か と お る 永 塚 と お る 徹	商工業	
は ら ま ち こ 原 ま ち 子	行政経験者	
ま つ も と と し こ 松 本 俊 子	行政経験者	
も ぎ けん い ち ろ う 茂 木 賢 一 郎	区長経験者	

（定員 12 名以内，五十音順，敬称略）

玉村町経営改革町民会議設置条例

(設置)

第1条 町民とともに自律した町を経営するという観点から、行政に民間の経営理念、手法等を可能な限り導入し町の行政経営改革を推進するため、玉村町経営改革町民会議(以下「町民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 町民会議は、次の事項について町長に意見又は提言するものとする。

- (1) 経営改革の基本的な考え方に関すること。
- (2) 経営改革の進捗状況に関すること。
- (3) その他経営改革の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 町民会議は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募の町民
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 町民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、町民会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 町民会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 町民会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 町民会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 町民会議の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。